

平成22年度の地下水水質検査結果をお知らせします

平成22年度の地下水水質検査結果をお知らせします

一般飲料水水質検査で基準値を超えた検査項目など

検査項目	基 準 値	基準値を超えた 井戸の数
硝酸態窒素および 亜硝酸態窒素	10mg / ℥ 以下	19カ所
一般細菌	100個 / m ℥ 以下	1カ所
大腸菌	検出されないこと	3カ所
ヒ素	0.01mg / ℥ 以下	2カ所
マンガン	0.05mg / ℥ 以下	2カ所
カルシウム・マグネシウム等	300mg / ℥ 以下	1カ所

揮発性有機化合物水質検査で基準値を超えた検査項目など

検査項目	基 準 値	基準値を超えた 井戸の数
1.2-ジクロロエチレン	0.04mg / ℥ 以下	1カ所

市では、地下水の水質を把握するため、市内65カ所の井戸を対象に一般飲料水水質検査（26項目）と揮発性有機化合物水質検査（9項目）を行いましたので、その結果をお知らせします。

一般飲料水水質検査の結果、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素が基準値を超えた井戸は、全体の29・2%に

あたる19カ所で検出されました。これは、畑で使用されている肥料に含まれる窒素化合物が主な原因と考えられており、当市のような農業地域に多くみられます。また、一般細菌が検出された井戸は1カ所、大腸菌が検出された井戸は3カ所ありましたが、これは、井戸の取水層への雨水・排水な

どの浸透などによる地下水環境の変化が主な原因と考えられています。他の原因としては、井戸管・蛇口などの汚れによる細菌の繁殖なども考えられています。このほか、ヒ素、マンガンカルシウム・マグネシウムなどが基準値を超えて検出されました。これは自然由来であると考えられています。

支給される金額や年齢の範囲は平成22年度と変わりません。（児童手当の支給はありません。）

また、6月に提出していくたゞく予定でした現況届は延長期間内では行われないこととなりました。

なお、平成23年10月以後の子ども手当については、今後国で再検討することに

○申請の手続き

10月（6月～9月分）

平成22年度と変更のない方は手続きは不要です。

ただし、次の場合には、手続きが必要となります。

・子ども手当の申請をしていない方

・住所が変わったとき（転入・転出・転居）

- ・受給者が国外や他の市町村へ転出するとき
- ・公務員になつたとき
- 申請に必要なもの
- ・健康被保険者証の写しだ（国民年金に加入されている方は必要ありません）
- ・印鑑
- ・申請者名義の預金通帳など

生ごみ処理容器等の購入費補助金

生ごみ処理

- | ○支給月 | 6月（2月～5月分） | 10月（6月～9月分） |
|-----------|--|--|
| ○申請の手続き | 平成22年度と変更のない方は手続きは不要です。 | ただし、次の場合には、手続きが必要となります。 |
| ○支給対象の子ども | ・子どもが生まれたり、養育する子どもが増えたり、また減少したとき
・金融機関および口座番号を変更したとき
・公務員を辞めたとき | ・住所が変わったとき（転入・転出・転居）
※受給者だけの変更、子供もだけの変更も手続きが必要となります。
・受給者、児童の氏名が変わったとき |
| ○支給金額 | 9月分まで延長されました。
支給される金額や年齢の範囲は平成22年度と変わりません。（児童手当の支給はありません。）
また、6月に提出していまだく予定でした現況届は、延長期間内では行われないこととなりました。 | なお、平成23年10月以降の子ども手当については、今後国で再検討することとなりましたので、詳細が決まり次第広報などでお知らせします。 |
| ○支給対象の子ども | 0歳から中学校修了（15歳になつた後の最初の3ヶ月31日）までの子ども | 対象の子ども一人につき、月額1300円 |

揮発性有機化合物水質検査の結果は、1カ所の井戸から基準値を超えた1・2ジクロエチレンが検出されました。揮発性有機化合物は、煮沸することで、そのほとんどを除去することができますが、飲用指導マニュアルにより印旛保健所からの飲用指導があり、現在、市で調査・分析しています。

- 補助対象の機器① 生ごみ処理容器
- ② 生ごみ処理機
- 補助金交付要件
- 市内に住所があり、現在も住んでいる方
- 生ごみ処理容器などを設置する場所がある方
- 市税を滞納していない方
- 肥料化された生ごみを自ら処理できる方
- 申請に必要なもの

①印鑑
②領収書（写し）
③保証書（写し）
④カタログ
⑤補助金の振込先のわかるもの（世帯主のもの）
⑥市税の納税証明書

※購入後に必要な書類を添えて交付申請書を提出してください。

詳しくは、市役所環境課
443-1406へ。

対象	市内および近隣市町在住の方
勤務場所	市内小学校
仕事内容	特別支援教育支 援員
4 6 へ。	申し込みは、電話連絡の上、写真が添付されている履歴書を持参し、5月25日(水)までに学校教育課に本人が直接お越しください。 詳しくは、市教育委員会 学校教育課 443-114